

2022年9月1日から

小児慢性特定疾病の医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2022年9月1日以降、山梨県が発行する医療受給者証には

「個別の指定医療機関の名称」ではなく「**児童福祉法に基づき指定された指定小児慢性特定疾病医療機関**」と記載します。

そのため、「**児童福祉法に基づき指定された指定小児慢性特定疾病医療機関**」であれば、受給者証の変更手続きをせずに助成対象として受診できるようになります。

2022年8月31日まで

医療 受給者証	所在地	〇〇県〇〇〇市〇〇〇〇〇
	名称	A病院
	所在地	△△県△△△市△△△△△
	名称	B診療所
	所在地	××県×××市×××××
	名称	C訪問看護ステーション
	所在地	●●県●●●市●●●●●
	名称	D薬局
	所在地	
	名称	
医療機関及び 受診者の方へ	薬局については、指定医療機関であれば、どこでも利用が可能です。 緊急その他やむを得ない場合については、その他の指定医療機関で受診が可能です。	

2022年9月1日から

医療 受給者証	・児童福祉法に基づき指定された指定小児慢性特定疾病医療機関(病院・診療所・薬局・訪問看護)であれば、この受給者証が使用できます。 ・医療機関の指定の有無は、各都道府県等のHPによる確認または医療機関へ直接お問い合わせいただき御確認ください。
	請求に際しての注意 ・本受給者証は、記載された疾病および当該疾病に付随する治療等にものみ使用できます。記載された疾病以外に関する治療等には受給者証を使用できません。 ・ 児童福祉法に基づく指定を受けていない医療機関は、本受給者証を用いた公費請求はできません。 指定の有無については必ず御確認ください。
※裏面の注意事項も必ず御一読ください。	

注 実際の受給者証の記載は本チラシと異なる場合があります。

なお、**2022年7月1日以降は、変更前の受給者証であっても、医療機関名を追記することなく助成対象として受診ができます。**

窓口御担当者様へお願い

- ・御自身の医療機関が**指定を受けているかは必ず御確認**ください。
- ・**受給者証に記載された疾患および当該疾患に付随する治療等**にのみ**受給者証が使用できます。**それ以外の治療等は公費の対象になりませんので御注意ください。

【お問い合わせ先】

山梨県福祉保健部健康増進課難病担当 TEL : 055-223-1496